

第7期一宮市高齢者福祉計画 (含 介護保険事業計画)

～ 思いやりライフ 21 プラン ～

【概要版】



平成 30 年 3 月

一宮市

計画策定にあたって

●計画策定の趣旨

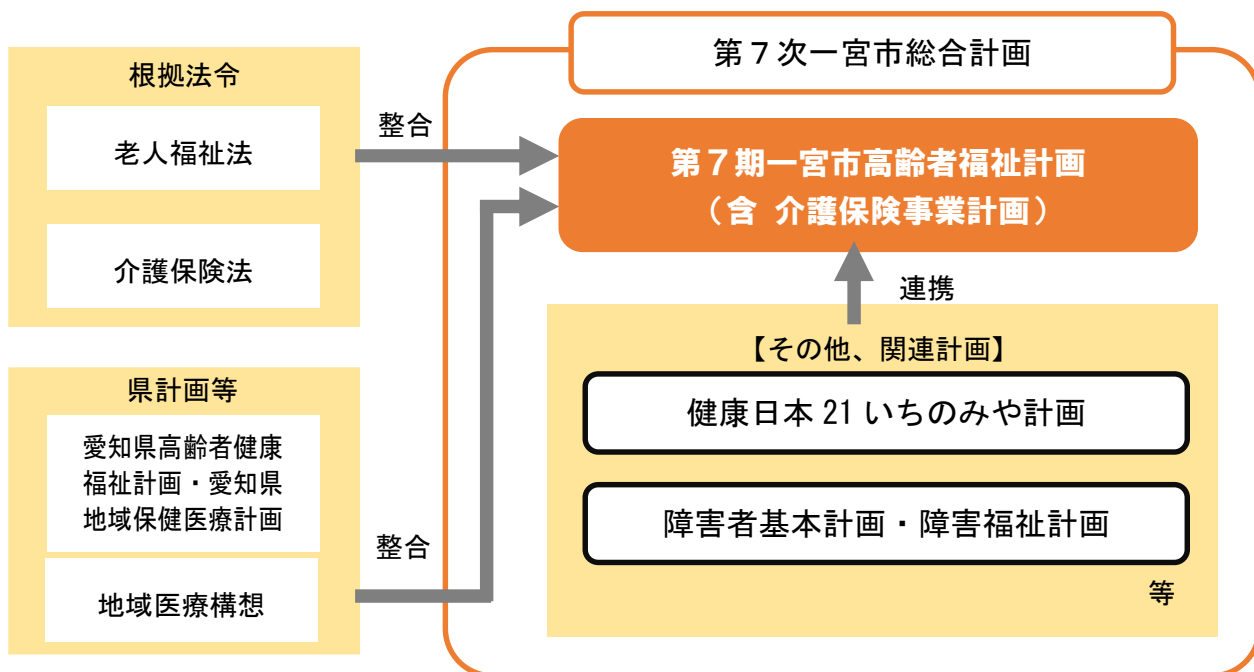
我が国では、今後総人口の減少や少子化との並行による高齢者割合の上昇、後期高齢者の増加など、高齢化の問題は深刻になっていくことが予想されます。

これらの情勢を踏まえ、国では地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指すこととし、地域包括ケアシステムのさらなる充実に取り組んでいます。

本市においても、国の方向性を踏まえ、高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、「第7期一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）」を策定しました。

●計画の位置付け

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項に基づき策定するものです。第6期計画に引き続き、地域包括ケアの概念のもと、分野横断的な取り組みを進めていく「地域包括ケア計画」として位置付けます。



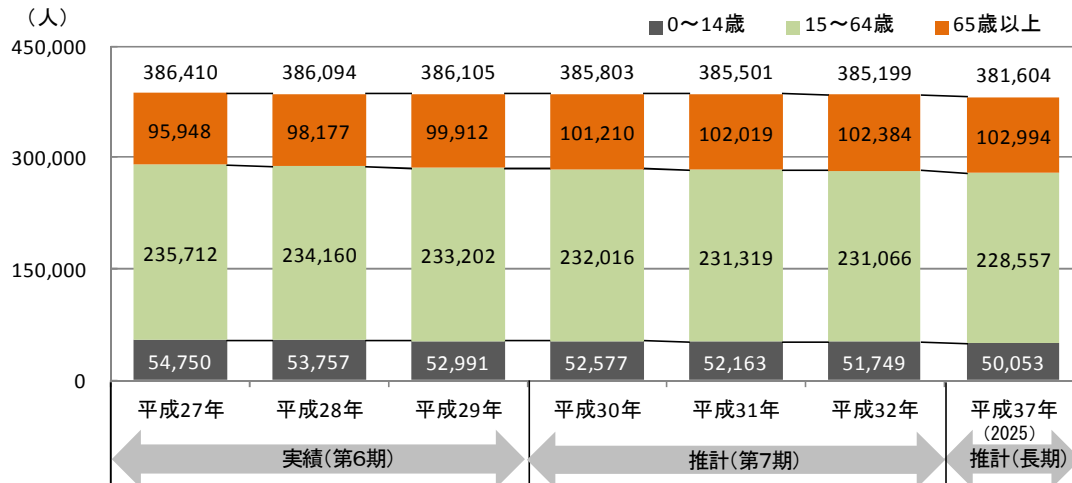
●計画の期間

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)
第6期計画			第7期計画			第8期計画			第9期計画		

人口・高齢化率の動向

平成 29 年で 65 歳以上人口は 99,912 人で高齢化率は 25.9%となっています。総人口は微減していきことが予測される中、65 歳以上人口は増加していくことが予測されます。

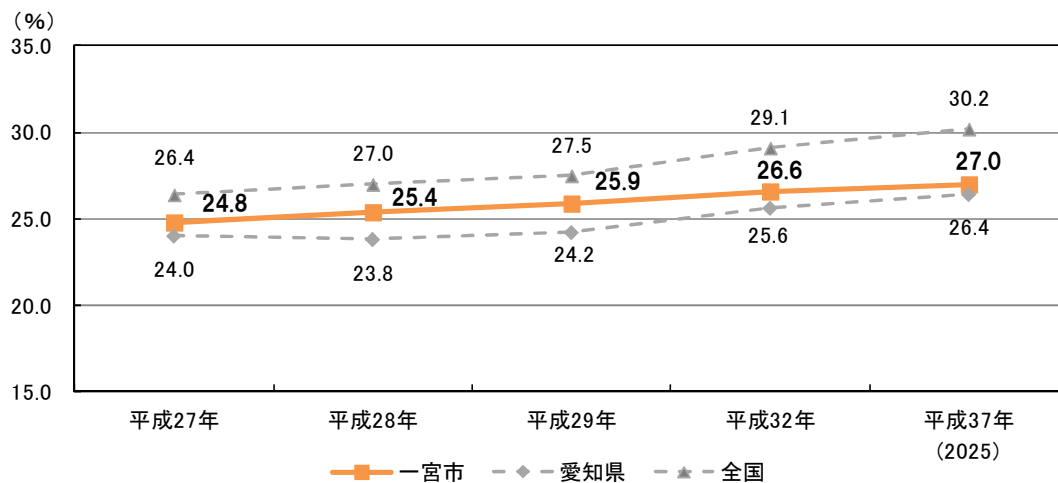
高齢化率では、全国より低いものの、愛知県より高い推移となっています。



※実績は住民基本台帳（4月1日現在）

※平成 32 年度、37(2025)年度は一宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策効果後将来推計値

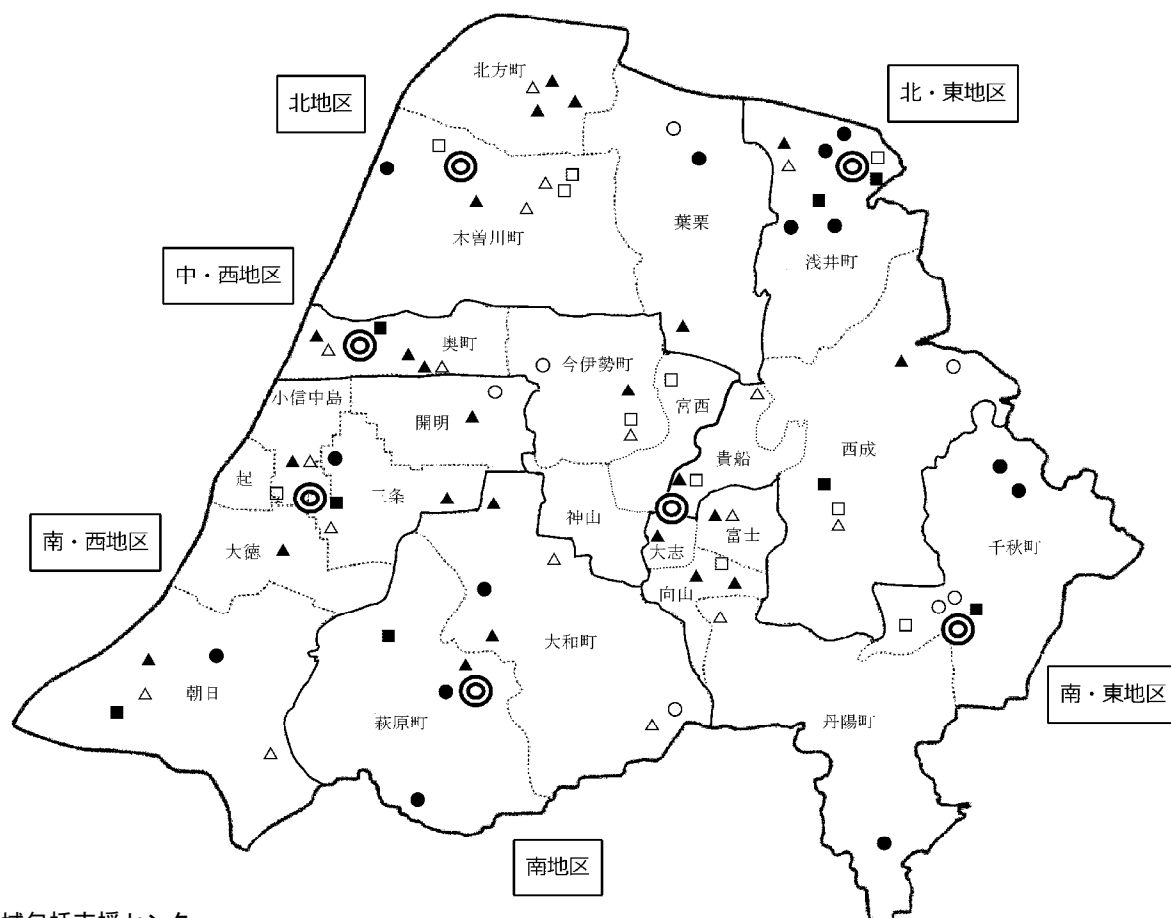
※平成 30 年度、31 年度は平成 29 年度と平成 32 年度の数値からその 2 年間の増減を推計した数値



※全国及び愛知県の数値は、総務省「推計人口」、平成 29 年の数値は速報値

日常生活圏域の状況

本市では、6つの日常生活圏域を設定しています。各日常生活圏域により、高齢化や施設整備の状況が異なるため、地域の実情に応じた施策の展開を図っていく必要があります。



- ◎地域包括支援センター
- 介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)
- ▲認知症対応型共同生活介護事業所
(認知症高齢者グループホーム)
- 地域密着型介護老人福祉施設
(地域密着型特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設
- △小規模多機能型居宅介護事業所
- 特定施設入居者生活介護施設

地区(連区)	人口	高齢者数(高齢化率)	ひとり暮らし 高齢者台帳登録率	要介護認定者の 割合(認定率)
中・西地区 宮西・神山 今伊勢町・奥町	67,811人	16,429人(24.2%)	5.7%	15.5%
北地区 葉栗・北方町・木曽川町	61,082人	16,545人(27.1%)	5.0%	15.4%
北・東地区 貴船・西成・浅井町	67,231人	18,820人(28.0%)	5.5%	15.2%
南・東地区 大志・向山・富士 丹陽町・千秋町	69,838人	16,607人(23.8%)	4.7%	15.9%
南地区 大和町・萩原町	61,260人	16,217人(26.5%)	5.0%	14.7%
南・西地区 起・小信中島・三条 大徳・朝日・開明	58,924人	16,122人(27.4%)	5.7%	15.5%
全体	386,146人	100,740人(26.1%)	5.3%	15.3%

(平成29年10月1日現在)

基本理念

高齢者が健やかでいきいきと暮らせるまち

施策体系

政策目標1 住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくり

- (1) 在宅医療・介護連携の推進
- (2) 認知症高齢者支援の充実
- (3) 介護者への支援の充実
- (4) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実
- (5) 相談体制の充実
- (6) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進
- (7) 在宅福祉サービスの充実
- (8) 防災体制の充実
- (9) 安心して住み続けることのできる住まいづくり

政策目標2 高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり

- (1) 介護予防の効果的な推進
- (2) 生活支援体制整備の推進
- (3) 生きがいのある暮らしへの支援

政策目標3 介護ニーズに対応するための介護保険事業の充実と適正化

- (1) 適切な要介護認定の実施
- (2) 介護基盤の整備
- (3) 介護保険制度の適正・円滑な運営
- (4) 低所得者対策の推進

施策の展開

政策目標 1 住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくり

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、適切なサービスや支援を実施し、地域包括ケアの深化に努めます。

(1) 在宅医療・介護連携の推進

- 1 在宅医療・介護の連携

(3) 介護者への支援の充実

- 1 家庭介護教室
- 2 家族介護用品給付事業

(4) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 地域ケア会議の充実

(5) 相談体制の充実

- 1 市高年福祉課、地域包括支援センターの相談体制
- 2 介護相談員派遣事業

(7) 在宅福祉サービスの充実

- 1 ひとり暮らし高齢者台帳登録事業
- 2 緊急連絡通報システム設置事業
- 3 配食サービス事業
- 4 寝具洗濯乾燥サービス事業
- 5 訪問理美容サービス事業
- 6 ねたきり老人等見舞金支給事業
- 7 福祉タクシー料金助成事業

(8) 防災体制の充実

- 1 たすけあい避難名簿（避難行動要支援者名簿）の整備
- 2 福祉避難所の推進
- 3 日常生活用具給付事業（火災警報器等）

(2) 認知症高齢者支援の充実

- 1 認知症初期集中支援推進事業
- 2 認知症地域支援推進員設置事業
- 3 認知症サポーター養成講座
- 4 認知症介護家族支援事業（教室、交流会）
- 5 行方不明高齢者等検索メール配信事業
- 6 徘徊高齢者家族支援サービス事業

(6) 高齢者の人権尊重と権利擁護の推進

- 1 高齢者虐待防止及び対応の強化
- 2 成年後見制度利用支援事業
- 3 日常生活自立支援事業

(9) 安心して住み続けることのできる住まいづくり

- 1 養護老人ホーム
- 2 生活支援ハウス
- 3 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- 4 有料老人ホーム
- 5 サービス付き高齢者向け住宅
- 6 高齢者住宅等安心確保事業

政策目標 2 高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり

ニーズに合わせた介護予防プログラムの検討及び充実を図ります。また、高齢者の健康づくり活動や社会参加を促進し、いきいきと暮らせる社会を目指します。

(1) 介護予防の効果的な推進（あんしん介護予防事業）

介護予防・生活支援サービス事業

【介護予防訪問（通所）介護相当サービス・基準緩和訪問（通所）介護サービスの取り組み】

- 1 介護予防訪問（通所）介護相当サービス
- 2 基準緩和訪問（通所）介護サービス

【短期予防通所・訪問サービスの取り組み】

- 1 運動器の機能向上事業（健脚ころぼん塾）
- 2 栄養改善事業（栄養改善教室）
- 3 口腔機能の向上事業（お口の健康づくり教室）
- 4 認知症予防事業（脳の健康教室）
- 5 うつ・閉じこもり予防事業（元気はればれ教室）
- 6 訪問型介護予防事業（いきいき訪問）

一般介護予防事業

- 1 介護予防把握事業
- 2 介護予防普及啓発事業
- 3 地域介護予防活動支援事業
- 4 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 生活支援体制整備の推進

- 1 生活支援体制整備



(3) 生きがいのある暮らしへの支援

- 1 高齢者の就労支援・就労の場の確保
- 2 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
- 3 高齢者福祉施設運営事業
- 4 健康農園運営補助事業
- 5 老人クラブ補助事業
- 6 高齢者無料入浴事業
- 7 敬老事業

政策目標 3 介護ニーズに対応するための介護保険事業の充実と適正化

市民のニーズ等を踏まえながら、必要に応じたサービスを利用できる体制づくりと、介護保険制度の安定的かつ円滑な運用のため、給付の適正化等に努めます。

(1) 適切な要介護認定の実施

- 1 適切な認定調査実施体制の確保
- 2 認定審査の平準化

(2) 介護基盤の整備

- 1 居宅介護サービスの充実
- 2 地域密着型サービスの充実
- 3 施設サービスの充実

(3) 介護保険制度の適正・円滑な運営

- 1 介護給付費の適正化
- 2 介護保険制度の円滑な運営
- 3 介護サービス事業者との連携

(4) 低所得者対策の推進

- 1 低所得者に対する保険料の軽減
- 2 市の独自減免制度

政策目標達成のための評価指標

本計画では、計画終了年度における数値目標を設定し、高齢者福祉および介護保険事業を推進していきます。

(1) 政策目標 住み慣れた地域で安心して暮らすための仕組みづくり

評価指標	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
在宅医療・介護職員多職種連携研修開催回数	5 回	13 回
認知症サポーター養成講座の累積受講者数	19,104 人	35,000 人
地域包括支援センターへの相談者数	3,200 人	4,000 人

(2) 政策目標 高齢期をいきいきと過ごすための介護予防と生きがいづくり

評価指標	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
転倒予防教室参加者数	62,828 人	80,000 人
地域リハビリテーション活動支援事業の派遣回数	0 回	100 回
地域の高齢者が出かけたくなる通いの場の数	118 か所	300 か所

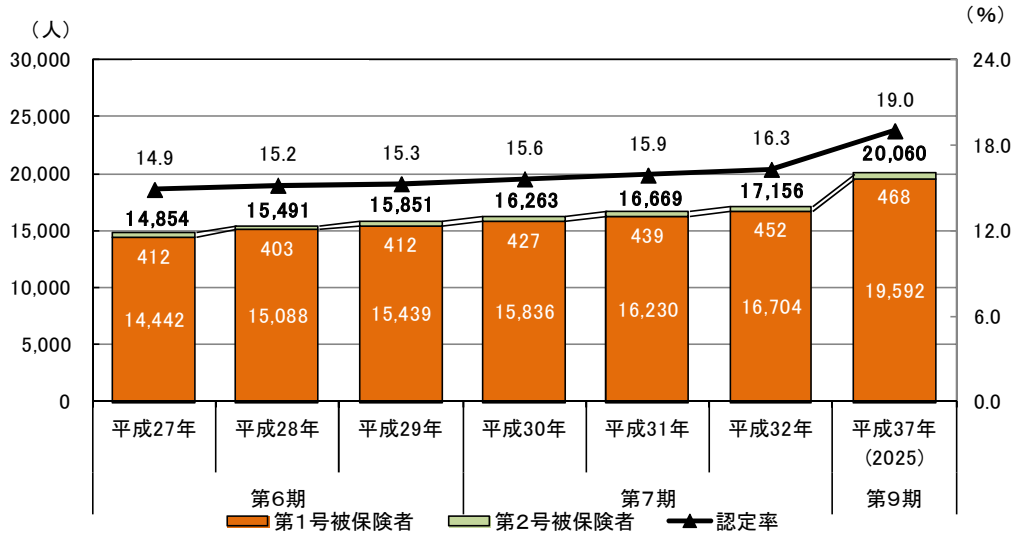
(3) 政策目標 介護ニーズに対応するための介護保険事業の充実と適正化

評価指標	平成 28 年度実績値	平成 32 年度目標値
65 歳以上で介護サービスを利用している人の割合	13.9%	16.6%
要介護認定の適正化(認定調査状況チェック)	100%	100%
ケアプランの点検	125 件	300 件
住宅改修等の点検	22 件	30 件
医療情報との突合・縦覧点検	12 か月	12 か月
介護給付費通知	12 か月	12 か月



要介護（要支援）認定者数の推計

認定者数は、今後も増加傾向で推移し、計画最終年である平成 32（2020）年には 17,156 人となり、認定率も 16.3%となることが予測されます。



第1号被保険者介護保険料

第7期介護保険料は、基準額である第5段階の方で、年額 64,200 円（月額 5,350 円）と推計します。なお、本市では、国・県による保険料の軽減強化を考慮しながら独自減免を第6期に引き続き実施します。

単位：円

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	第 7 期合計
標準給付費見込額	A	25,761,171,932	27,172,259,918	28,841,675,341	81,775,107,191
介護予防・日常生活支援総合事業費見込額	B	1,216,473,408	1,286,022,060	1,370,889,350	3,873,384,818
包括的支援事業・任意事業費見込額	C	380,166,000	405,447,018	432,407,501	1,218,020,519
準備基金取崩額	D				2,125,549,200
市独自減免	E	36,501,000	36,780,000	36,909,000	110,190,000
調整交付金 交付割合		3.61%	3.88%	4.31%	
調整交付金	F	973,893,000	1,104,181,000	1,302,162,000	3,380,236,000
保険料収納必要額		$\{(A + B + C) \times 23\% + (A + B) \times 5\% - F\} - D + E$			18,866,127,282
保険料賦課総額		$\text{保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率 } 98.5\%$			19,153,428,713

保険料基準額（年額）＝ 保険料賦課総額 ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

※標準給付費見込額は、総給付費（介護サービス＋介護予防サービス）、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算した額

※所得段階別加入割合補正後被保険者数は、各所得段階の被保険者の見込み数に各段階の保険料の基準額に対する割合を乗じた合計

●所得段階別 第1号被保険者介護保険料

所得段階	対象者	保険料率 (%)	保険料年額 (円)
第1段階	生活保護を受給している方または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.45	28,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.60	38,500円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.75	48,100円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に市民税課税の方がいる）で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	57,700円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に市民税課税の方がいる）で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 ×1.00	64,200円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.10	70,600円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.25	80,200円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.50	96,300円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.70	109,100円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額 ×1.80	115,500円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1000万円未満の方	基準額 ×1.90	121,900円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の方	基準額 ×2.00	128,400円



計画の推進に向けて

●一宮市高齢者福祉運営協議会による進行管理

高齢者福祉計画・介護保険事業計画については、保健・医療・福祉の連携を基礎として、円滑に推進されるように進行管理する必要があります。

特に介護保険制度では、利用者が必要とするサービスが効果的・効率的かつ迅速に提供されるとともに、質の高いサービスの維持・確保が重要となります。また、介護保険事業が計画的に運営されているか、市民の意見を的確に反映しているかなどの評価を定期的に行う必要があります。

一宮市高齢者福祉運営協議会では、介護保険事業の運営状況を点検する役割を担っていることから、今後もこの仕組みを維持し、P D C Aの手法を参考にして計画の推進状況の評価・確認に努めます。



※PDCA サイクルのイメージ

●市民への情報発信

「広報一宮」や市ウェブサイトで介護保険の情報提供を積極的に行うとともに、出前講座などを通じて、介護保険や高齢者の現状や施策などについて広報・啓発に努めます。

●関係機関との連携

地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどの連携が不可欠です。また、地域の生活支援体制整備では、第1層協議体（市全体）、第2層協議体（連区ごと）など地域が主体となった「話し合いの場」の活性化が必要となります。

医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどを推進する組織・体制の充実を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるために、関連各部署及び関係機関の連携強化を図ります。





**第7期一宮市高齢者福祉計画（含 介護保険事業計画）
～思いやりライフ21プラン～ 概要版**

発行：一宮市

編集：〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号

一宮市 福祉部 介護保険課

TEL:0586-28-9018 FAX:0586-73-1019

一宮市 福祉部 高年福祉課

TEL:0586-28-9151 FAX:0586-73-1019